

## ○狛江市福祉基本条例（抄）

令和2年3月31日条例第8号

（計画の策定）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項

（2） 高齢者福祉の推進に関する事項

（3） 障がい者福祉の推進に関する事項

（4） 児童福祉の推進に関する事項

（5） 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

（1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項

（2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項

（3） 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項

（4） 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項

（5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。

6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

(1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。

(2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。

(3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

平成6年9月6日規則第30号

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の会議)

第25条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報等を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、条例第32条第3項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第30条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

(小委員会への付議)

第28条 委員長は、その内容に応じ条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第1項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(準用)

第29条 前2条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第22条から第26条までの規定を準用する。

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（抄）

平成15年3月31日条例第1号

（審議会等の委員）

第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会，委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については，委員の年齢構成及び性別の偏り並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに，市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし，法令により市民参加が困難な審議会等については，この限りでない。

2 市の実施機関は，審議会等の開催にあたっては，構成員の氏名，選任の区分，肩書等を公表するものとする。なお，構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は，原則として公開するものとする。ただし，法令又は条例等により非公開とされているもののほか，審議事項が個人情報などに関する事項で，審議会等で非公開と決定した場合は，この限りでない。この場合においては，その理由を公表するものとする。

（会議録の作成と公表）

第12条 市の実施機関は，審議会等の会議が開催されたときは，会議録を作成し公表するものとする。ただし，審議会等で非公開と決定した場合は，この限りでない。

○狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）

平成12年4月25日市長決裁

（会議録の作成等）

第2条 審議会等の会議を開催したときは，次条以降に定めるところにより会議録を作成し，処理するものとする。

（会議録の記載事項）

第3条 会議録には，次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で諮り、そのいずれかについて決定するものとする。